

## 船舶事故調査報告書

令和5年9月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年5月24日 14時50分ごろ
発生場所	新潟県上越市直江津港北北東方沖 直江津港沖防波堤北灯台から真方位033° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯37° 14.6′ 東経138° 17.3′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>リベンジ</sup> Revengeは、右旋回中、また、プレジャーボート <sup>フライイング サブ</sup> FLYING SUBは、船首を北北東方に向けて錨泊中、両船が衝突した。 FLYING SUBは、同乗者2人が負傷し、右舷船首部外板等に亀裂を生じ、また、Revengeは、船首船底部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年5月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート Revenge、5トン未満 220-21632新潟、個人所有 5.75m (Lr) × 2.08m × 1.05m、FRP ガソリン機関（船外機）、44.10kW、平成14年3月 B プレジャーボート FLYING SUB、5トン未満 220-21279長野、個人所有 3.32m (Lr) × 1.59m × 0.50m、FRP ガソリン機関（船外機）、11.00kW、平成13年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年6月6日 免許証交付日 令和元年12月9日 （令和7年6月5日まで有効） B 船長B 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年10月24日 免許証交付日 令和2年3月19日 （令和7年10月23日まで有効）
死傷者等	A なし B 重傷 2人（同乗者B <sub>1</sub> 及び同乗者B <sub>2</sub> ）

<p>損傷</p>	<p>A 船首船底部に擦過傷 B 右舷船首部外板等に亀裂</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者A」という。）を乗せ、釣りの目的で、令和4年5月24日09時00分ごろ、直江津港の沖防波堤の北東方沖の釣り場に向けて、上越市所在のマリーナを出航した。</p> <p>船長Aは、何度か釣り場を変えながら錨泊して釣りを行っていたが、釣果がないので14時45分ごろ釣りをやめて出航したマリーナに戻ることにした。</p> <p>船長Aは、次回の釣りのポイントを探索しながら帰航することとし、操舵区画の操縦席に座り、同区画右舷側の魚群探知機を表示させ、手動操舵で操舵に当たり、釣り場を出発した。</p> <p>船長Aは、A船が約7ノットの対地速力で南東進中、船首を適宜左右に振りながら、魚群探知機の画面に意識を向けて航行を続けていたところ、14時50分ごろ、船体に衝撃を感じ、B船と衝突したことを知った。</p> <p>A船は、船長Aが機関を後進にかけ、B船から離れた後にB船の左舷側に横着けした。</p> <p>同乗者Aは、携帯電話で118番通報を行った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人（以下「同乗者B<sub>1</sub>」、「同乗者B<sub>2</sub>」という。）を乗せ、釣りの目的で、09時00分ごろ、沖防波堤の北東方沖の釣り場に向けて、直江津港内の砂浜を出航した。</p> <p>船長Bは、何度か釣り場を変えた後、本事故発生場所付近の釣り場に到着し、船外機を停止して船首を北北東方に向けて船首部から投錨し、錨索を約40m伸出して釣りを開始した。</p> <p>船長Bは、右舷船尾部の物入れに腰を掛けて右舷側を向いて竿を出し、同乗者B<sub>1</sub>は、左舷中央部の物入れに腰を掛けて竿を出し、同乗者B<sub>2</sub>は右舷中央部の物入れに腰を掛けて竿を出し、それぞれ釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、目視で適宜周囲の見張りを行いながら釣りを行っていたところ、左舷船首方からB船に接近してくるA船を認めたが、以前、他船が本船に近づいてきて釣果を聞かれたことがあったので、A船も釣果を聞きに接近してくるのだらうと思い、釣りを行いながら錨泊を続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、再びA船の動静を確認したところB船の右舷側至近となり、その後右旋回してきたので危ないと思ったが、どうすることもできず、14時50分ごろ、右舷船首部とA船の船首部とが衝</p>

	<p>突した。</p> <p>B船は、船長Bが状況を確認したところ、B船の右舷船首部にA船が乗り上げており、A船がB船から離れた後に同乗者B<sub>1</sub>と同乗者B<sub>2</sub>をA船に移乗させ、A船が乗り上げた重みで船首部甲板に浸水が生じていたので、排水作業を行ってしばらくA船と併走して問題ないことを確認した後、自力で帰航した。</p> <p>同乗者B<sub>1</sub>及び同乗者B<sub>2</sub>は、A船で帰港した後、救急車で上越市内の病院に搬送されて治療を受け、後日それぞれの地元の病院を改めて受診したところ、同乗者B<sub>1</sub>は、左第8、9肋骨骨折、左肩甲部挫傷等、また、同乗者B<sub>2</sub>は、左肋骨骨折とそれぞれ診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本事故当時、魚群探知機にソナー機能がないので、魚影を捜索する範囲を広げようと適宜船首を左右に振りながら航行していた。</p> <p>船長Aは、両船が衝突するまでB船の存在に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、船首部甲板に置いたかごの中にナイフを用意していたが、A船と衝突の危険を感じたのは衝突直前であったので、錨索を切って衝突を避けることはできなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、B船には汽笛がなく、笛を所持していたが、海上保安庁の調査時に所持していた笛を吹鳴したところ、海上では思ったより音が響かないと思った。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p> <p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、直江津港北北東方沖を南東進中、船長Aが、魚群探知機の画面にのみ意識を向けて航行を続けたことから、錨泊中のB船に気付かず、右旋回したところ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、直江津港北北東方沖において、船首を北北東方に向けて錨泊中、船長Bが、船首方から接近するA船を認めた際、A船が釣果を聞きに接近していると思い、釣りをを行いながら錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、直江津港北北東方沖において、A船が右旋回中、B船が船首を北北東方に向けて錨泊中、船長Aが、魚群探知機の画面にのみ意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、A船が釣果を聞きに接近していると思い、釣りをを行いながら錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、航行中、特定の計器の画面にのみ意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li><li>・ 船長は、自船に接近する他船に対しては、予断を持たず、船体を移動させるなどして早期に衝突を避けるための措置を採ること。</li><li>・ 汽笛を備えていない船舶の船長は、適切な時機に有効な音響による信号を行って注意喚起が行うことができるよう、携帯式エアホーン等を備えておくことが望ましい。</li></ul>
--	---

付図1 事故発生場所概略図

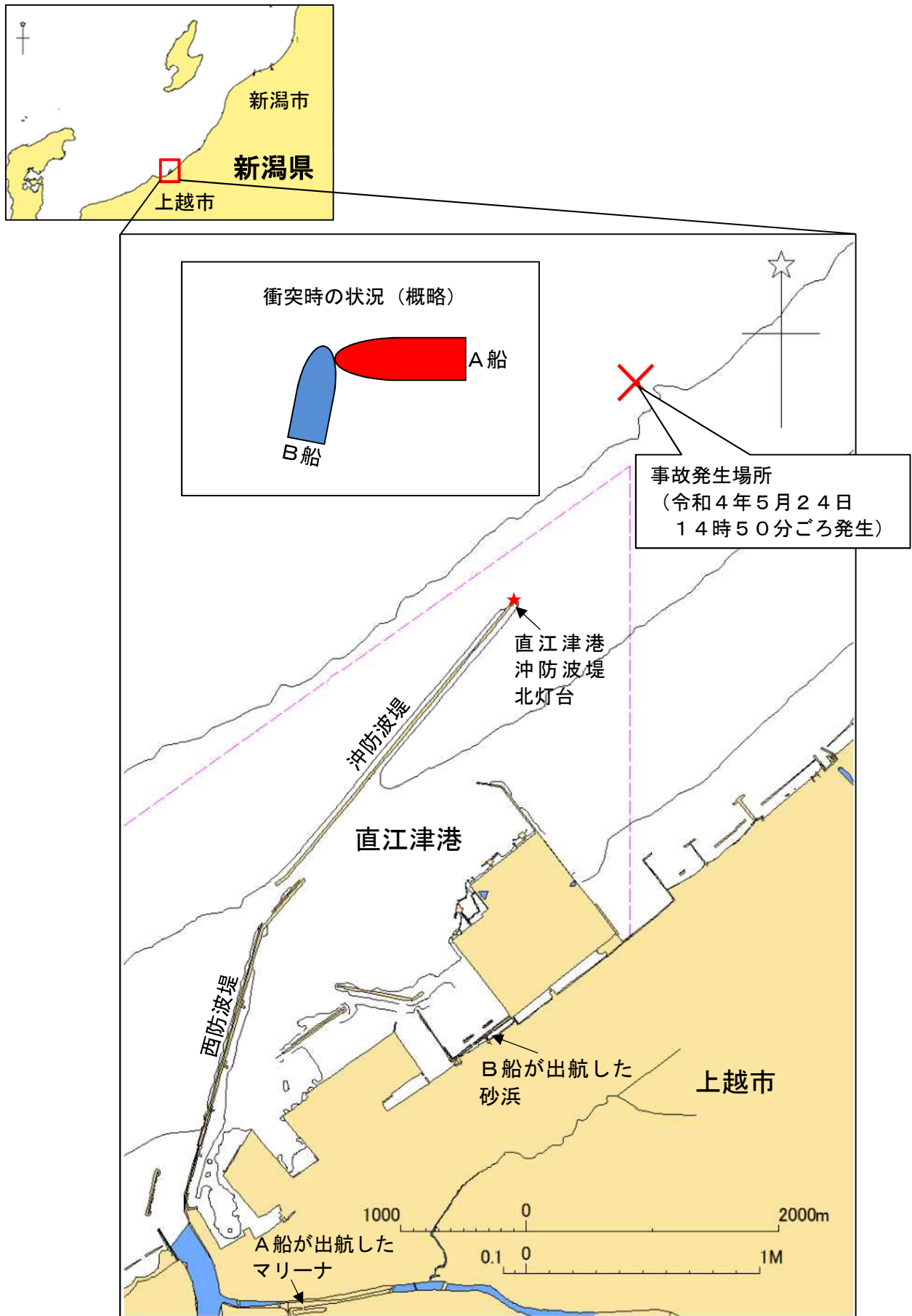


写真1 A船の損傷状況



写真2 B船の損傷状況

